
QA80 水戻しを行った状態で一般食品の基準値を適用する乾燥食品の、水戻し方法を示してください

水戻しを行った状態で基準値を適用する乾燥食品は、できるだけ飲食に供される状態と同様の状態で行う観点から、粉碎後のサンプルに、日本食品標準成分表等の水戻しによる水分含量の公表データ（重量変化率）を参考として、必要な水分をあらかじめ添加し行うことを原則とします。

ただし、乾燥状態で検査を行い、日本食品標準成分表等の水戻しによる重量変化率を用いて換算を行った結果を分析値としても差し支えありません。

なお、検査に用いる重量変化率については、平成 24 年 3 月 15 日付食安基発 0315 第 7 号「食品中の放射性物質の試験法の取扱いについて」※でお示ししているので、併せて御参照ください。

※：厚生労働省「食品中の放射性物質の試験法の取扱いについて」

www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/dl/shikenhou_120319.pdf

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日